

# 補聴器購入資金を助成します

中等度難聴の区民の方がこれから補聴器を購入される場合に、費用の一部を助成します。

## 1. 対象者 ※以下のすべてを満たす方

- (1) 満65歳以上で江戸川区民の方
- (2) 住民税が非課税の方（本人のみの状況）。申請受付日（4/1～6/30は前年度の課税状況）で判断します。
- (3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から本制度の所定の基準(※)を満たすと認められ、医師の証明とオーディオグラム（純音聴力検査表、3カ月以内のもの）を提出できる方  
※所定の基準については、区HPでご確認ください。
- (5) 過去にこの制度による助成を受けていない方

## 2. 助成内容

補聴器本体の購入費用の一部を助成します。検査、集音器や付属品の購入、メンテナンス等にかかる費用は対象とはなりません。

なお、区の助成決定前に購入した補聴器は助成の対象外です。

## 3. 助成金額 助成上限額：35,000円

## 4. 申込みに必要なもの

- (1) 熟年者補聴器購入資金助成申請書（医師の証明欄あり）
- (2) オーディオグラム（純音聴力検査表、証明日から3か月以内のもの）
- (3) 住民税が非課税であることの証明書（基準日の課税状況が江戸川区で確認できない方のみ）

## 5. 申請書配付・受付窓口 ※郵送申請も可能です。

熟年相談室・健康サポートセンター  
福祉推進課孝行係（江戸川区役所2階3番）



詳しくは区HPを  
ご覧いただくか、  
お問合せください。

### 《問合せ先・送付先》

江戸川区 福祉部 福祉推進課 孝行係 電話：03（5662）0314  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

## 【手続きの流れ】

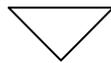
### (1) 申請書を受け取る

福祉推進課孝行係の他、熟年相談室や健康サポートセンターで配布。  
区ホームページからも入手できます。



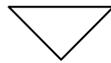
### (2) 耳鼻咽喉科医を受診

聴力検査を行う。所定基準の聴力に該当し、医師から補聴器が必要と判断された場合、申請書に医師の証明をもらい検査結果を受け取る。  
(受診の際には申請書をお持ちください)



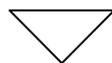
### (3) 申請書を提出

申請書と必要書類を申請窓口に提出する。



### (4) 補聴器を購入

助成対象の決定通知が届きましたら、補聴器（管理医療機器に認定されているもの）を購入し、領収書を受け取る。  
※宛名は申請者本人に限ります。



### (5) 請求書類を提出

補聴器の領収書及び保証書の写しを添付して請求する。  
1 か月程で振り込まれます。  
※請求期限は助成対象決定日から 6 か月以内です。